

危険物船舶運送及び貯蔵規則及び特殊貨物船舶運送規則の一部を  
改正する省令案に対する意見

氏 名	(フリガナ) タダ マサ ヒロ 多田 正博
住 所	東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号 機械振興会館 401 号室
所 属	(会社名) (部署名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ
電 話 番 号	03-3431-9800
電子メールアドレス	tada@jmcti.or.jp
ご 意 見	(対象部分:2. 概要(1) コンテナ総重量情報を記載した資料の提出)  コンテナ総重量は船積書類により荷送人もしくは荷送人が委任した者が船長及びコンテナターミナル代表者へ伝達しなければならないが、今般の規則改正にあつては、現行当事者間で行われている伝達方法およびIMO ガイドラインの主旨等を考慮の上、業界内に混乱が生じないよう運用にかかる十分な関係者調整、周知をお願いしたい。

危険物船舶運送及び貯蔵規則及び特殊貨物船舶運送規則の一部を  
改正する省令案に対する意見

氏 名	(フリガナ)タダ マサヒロ 多田 正博
住 所	東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号 機械振興会館 401 号室
所 属	(会社名) (部署名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ
電 話 番 号	03-3431-9800
電子メールアドレス	tada@jmcti.or.jp
ご 意 見	(対象部分: 3. 今後のスケジュール) ・施行初期の不要な混乱を回避するため、施行時期は現行の物流への影響、 海外の導入状況を十分に考慮の上、確定してほしい。